

内容	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に対する支援を行います。	となり経済的な負担が軽減された。市の一般不妊治療の助成対象は保険適用外の人工授精のみのため、助成件数は3件であったが、妊娠を望む夫婦に対する支援ができた。	自事業として、保険適用の有無にかかわらず、一般不妊治療費の助成を行っている。
個別施策：②子育て世代包括支援センターの機能強化			
内容	保健センターと子育て支援センターがさらに連携し継続的・包括的な支援を行うなど子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実します。	【主要施策P144】 ②利用者支援会議を毎月行い、子育て支援員（子育て支援課）や虐待担当者（福祉課）との情報共有等により継続的な支援を行い、子育て世代包括支援センターの機能強化を図ることができた。	②こども家庭センター設置に向けて、地域資源の把握、保健師等の体制や環境の整備に取り組み準備を進めていく。
個別施策：③産科医療機関等との連携強化			
内容	妊産婦の不安や育児負担の軽減を図るため、産科・精神科医療機関及び保健・福祉・子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し連続性のある支援を行います。	【主要施策P103、144】 ③産後健康診査の公費負担を2回に拡充した。愛知県周産期医療協議会医療機関－保健機関	③市民の受診が多い市内、市外の医療機関のスタッフと情報交換の場を設ける医
個別施策：④産前・産後サービス等の充実【重点】			
内容	産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子		

育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。				連絡票やハイリスク養育支援連絡会におけるハイリスク妊産婦の情報共有により保健センターと医療機関で連携した支援を行うことができた。 【主要施策 P146】 ④産後ケア事業（宿泊型）の利用は9件、令和4年度から開始した多胎児家庭サポーター派遣事業の利用は3件あり、産婦の不安や育児負担軽減を図ることができた。出産・子育て応援金給付事業を開始し、伴走型相談支援として電話相談支援や訪問指導を充実させ、妊産婦に寄り添った支援をすることができた。 父親に対しては引き続きパパママセミナー等の開催やホームページを通じて情報提供を行うことができた。 【主要施策 P144、145】		療機関を拡充し連携を強化していく。
主要事業	◆妊婦・産後健康診査 ◆妊婦・産婦電話相談支援、産婦・乳児訪問指導	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2)	C		④令和5年度より、産後ケア事業（訪問型）を開始する。産前・産後サービスを充実させるため子育て支援課等とともに連携を図っていく。 父親に対しては産後の身体や心の変化について理解を深めるために周知・啓発するとともに、講座や相談に参加しやすくなるよう周知をしていく。 【5年度の重点施策】④
			(Ⅲ)			
市民評価		市民評価 判断理由・コメント				

単位施策：(2)乳幼児期からの健康づくりしえんは									
単位施策の成果指標		現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
		R1	R2	R3	R4	R7	R12		
乳幼児健康診査受診率		4 か月児 99.5%	99.4%	100.0%	95.4%	4 か月児 100.0%	4 か月児 100.0%	健診未受診者に対しては積極的な現認把握と受診勧奨を行ったが、4 か月児健康診査は病院管理中である児が多かったため受診率が低下している。【I】	4か月児健康診査(地域保健報告)
		1 歳 6 か月児 97.1%	98.4%	96.5%	99.0%	1 歳 6 か月児 100.0%	1 歳 6 か月児 100.0%		1歳6か月児健康診査(地域保健報告)
		3 歳児 97.2%	97.6%	99.2%	99.2%	3 歳児 100.0%	3 歳児 100.0%		3歳児健康診査(地域保健報告)
むし歯のない3歳児の割合		91.7%	93.9%	95.2%	94.7%	93.5%	95.0%	定期的な歯科健康診査、フッ化物塗布の機会の提供及び、歯みがき習慣の確立などにより、順調に推移し令和7年度の目標値を上回っている。【I】	3歳児健康診査(地域保健報告)
						取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策：①乳幼児健康診査と支援体制の充実 【重点】						①コロナ禍のため、人数の制限や内容を変更し、乳幼児健康診査及び相談支援などを実施した。ハイリスクケースでは、健康課と福祉課等が連携した支援ができており、関係課との支援体制を充実させることができた。 【主要施策 P144、145】 ②基本的な生活習慣づくりの知識の普及や周知啓発、保護者に対しては健診時に乳がん自		①こども家庭センターの設置に向けて、関係課で情報共有を行うとともに児童福祉と母子保健の一体的支援ができるよう準備を進めていく。 ②発育発達の節目となる時期に総合的な情報提供を行うため、令和5年度より1歳お	
内容		乳幼児の疾病やむし歯、障がいや虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、保健、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し一人ひとりに応じた支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。							
個別施策：②発育段階に応じた健康づくりの推進									
内容		将来的な疾病の予防に向けて乳幼児期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの							

		生活習慣を形成するため、発育段階に応じた健康教育の充実を図ります。また、保護者の健康意識を高め、健康づくりに取り組めるよう啓発に努めます。			己検診法のリーフレットを配布し、健康意識の向上ができた。 【主要施策 P 144、145】	めでとう教室を新たに開始する。また、発育発達に応じた働きかけにより生活習慣の形成を促すことができるよう支援に取り組んでいく。 【5年度の重点施策】①
主要事業	◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談 ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2)	B		
			(I)			
市民評価		市民評価 判断理由・コメント				

3 すべての人に
健康と福祉も

17 パートナースhipで
目標を達成しよう

単位施策:(1)健康づくりの推進									
単位施策の成果指標		現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
		R1	R2	R3	R4	R7	R12		
ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている市民の割合		27.6% (H30)	-	-	33.7%	29.0%	30.0%	コロナ禍により、運動を行いにくい状況であったと考えられたが、外出自粛がない状況となり、ウォーキング等を行う人が増え、指標数値は上昇した。【Ⅰ】	市民意向調査 市民アンケート
ストレスを解消する方法を持っている人の割合		60.4% (R2)	-	-	57.6%	70.0%	74.0%	コロナ禍による社会環境の変化等で、ストレスが増加したと考えられることから、指標数値が低下した。【Ⅲ】	市民アンケート
						取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策:①健康的な食生活習慣の推進						①昨年度に引き続き、調理を伴う栄養教室は、コロナ禍のため中止したが、市ホームページに手軽に野菜が摂れるプラス1品メニューなど食に関する情報を掲載したことにより、知識の普及を図ることができた。また、岩倉市商工会で案内を行い、健幸情報ステーションが2か所増えた。野菜料理を1品増やすことや一口目に野菜を食べることなど栄養に関する情報の普及を図ることができた。 【主要施策P139】 ②運動事業として、ポールウォーキング体験講座を開催し、健康増進を図るとともに五条川健幸ロ		①健幸情報ステーションの登録事業所を増やし、広報紙やSNS等も活用した栄養に関する情報提供の方策を検討していく。 	

	トレスや悩みを抱える人々を支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と個々の状況に応じた適切な対応に努めます。				ードの情報提供をすることができた。また事業所と連携した運動事業としては、(株)今仙電機製作所と協定を締結し、歩行診断の取り組みを紹介するキックオフイベントとして講演会を開催し、68人が参加した。そのうち、12人が歩行診断を体験することができた。また、総合体育文化センターと(株)今仙電機製作所と連携し、歩行診断と体力チェック事業を実施し、32人に運動等に関する情報の知識普及を図ることができた。 【主要施策 P138、139】 ③臨床心理士によるこころの健康相談（月2回）や不眠外来の精神科医師や薬剤師によるこころの健康講座を開催し、相談体制を充実させることができた。 【主要施策 P138、139】 ④保健推進員活動の支援、食の健康づくり推進員への支援および地域団体等に健幸伝道師を派遣することで、地域団体や市民活動団体等と連携し、市民主体の健康づくりに取り組む環境づくりを推進することができた。 【主要施策 P138、139】	③こころの健康づくりについては、今後も継続して、こころの不調に気づき、過度なストレスをためる前に早めの相談ができるよう関係機関との連携を図り、事業を推進していく。 ④市民の主体的な健康づくり活動を支援するための環境を整えていくため、市民や地域団体等との協働による健康づくりの方策を検討していく。 令和5年度は健康いわくら21（第2次）の最終評価を行い、令和6年度の次期計画策定に向けて準備を進める。 【5年度の重点施策】④
個別施策：④健康づくりを支援する環境づくり						
内容	市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康の視点を持った取組や市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。					
主要事業	◆健幸伝道師事業 ◆体力チェック事業 ◆ウォーキング事業 ◆いわくら健康マイレージ事業 ◆こころの健康教室・相談事業	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2)	B		
			(Ⅱ)			
市民評価	市民評価 判断理由・コメント					

単位施策：(2)生活習慣病予防と重症化予防の推進								
単位施策の成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（2008年比）	17.5% (H30)	5.0% (R1)	3.8% (R2)	9.4% (R3)	21.5%	25.0% 以上	令和2年度及び3年度との比較では上昇しているものの、特定健診の受診率低下に伴う保健指導対象者の減少から、目標値と乖離がある。【Ⅳ】	国民健康保険特定保健指導対象者減少率
がん検診を受診している市民の割合	28.6%(R2)	-	-	30.1%	37.0%	40.0%	令和2年度は、コロナ禍による集団でのがん検診の中止や受診控えが目立った状況であったが、令和4年度は検診ガイドの全戸配布や年代別の個別通知などの周知に取り組んだ結果、受診割合を上げることができた。【Ⅱ】	市民アンケート
					取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策：①がん検診・保健指導の充実					【重点】		①がん検診のガイドブックについて、広報紙	
							①がん検診の必要性の周知や受診勧奨を進	

内容	がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。			
個別施策:②歯科健康診査・歯科保健指導の充実				
内容	歯周病や口腔機能の低下等の早期発見・早期治療のために歯科健康診査の受診勧奨を行うとともに、歯口清掃の習慣化及び口腔機能の維持・向上のための歯科保健指導の充実を図ります。			
個別施策:③特定健康診査・特定保健指導の充実				
内容	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、特定保健指導の対象となった人には、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。			
主要事業	◆がん検診 ◆歯科健康診査 ◆特定健康診査、特定保健指導	庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	(2)	C
			(Ⅲ)	
同時に全戸配布と各年代別に個別通知を行った。 また、医療機関へポスター等の啓発グッズを配布し、普及・啓発に取り組むことができた。 集団でのがん検診については、申込日に祝日を入れることにより、平日、仕事等で来れない人にも配慮した日程を設定し、受診率の向上を図った。 【主要施策 P141、142】 ②節目歯科健康診査の対象者に受診券を発送し、健診受診の機会を提供することができた。また、口腔機能歯科健康診査の実施に向けての準備を行った。 【主要施策 P147、148】 ③特定健康診査をより多くの人に受診いただくため、業者委託による人工知能技術を用いた受診勧奨を実施した。 令和4年度からはインターネットによる予約システムを導入し、利便性の向上及び受付事務の効率化を図った。 健診後、血糖値や血圧が高い人に対して、保健師及び管理栄養士が電話、窓口において医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。 特定保健指導の集中実施期間の取組を 11月に4日間、保健センターで実施し、9人の初回面接を実施することができ、生活習慣を改善するための支援を充実させた。 【主要施策 P295、296】				
めていく。 また、インターネットを利用した申込方法や自己負担額の検討を行っていく。				
②歯科健康診査の受診率の向上及び令和5年度から実施する口腔機能歯科健康診査後の歯科保健指導の充実を図っていく。				
③特定健康診査は、引き続き業者委託による受診勧奨とインターネットによる申込受付を実施していく。 特定保健指導は、集中実施期間の取組を引き続き実施し、生活習慣を改善するための支援に努める。 令和5年度までを計画期間とする第2期データヘルス計画について、令和5年度に第3期計画を策定し、引き続き、重症化予防及び医療費適正化に努めていく。				
【5年度の重点施策】①				
市民評価	市民評価 判断理由・コメント			

第5次岩倉市総合計画基本施策評価シート(令和4年度実施施策)



第1章 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本施策3 医療・感染症予防	主担当課	健康課	責任者	原 咲子
-------------------------	----------------	------	-----	-----	------

施策がめざす将来の姿	●日常的な健康管理や身近に受診できる医療機関があり、安心して医療を受けられる体制が整っています。 ●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。
------------	--

<現状と目標値>

基本成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	75.7% (H30)	-	-	-	79.0%	82.0%	調査未実施だが、医療機関情報の発信等により満足度は増えていると見込んでいる。	市民意向調査

単位施策:(1)医療体制等の充実									
単位施策の成果指標		現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
		R1	R2	R3	R4	R7	R12		
かかりつけ医を持っている市民の割合		65.5% (R2)	-	-	61.8%	67.0%	70.0%	明確な要因は不明だが、コロナ禍により医療機関での受診を控えるなど、かかりつけ医を持つという市民意識が低下し、実績値を下げたものと推察する。【Ⅳ】	市民アンケート
休日急病診療所を知っている市民の割合		84.5% (R2)	-	-	86.4%	90.0%	92.0%	広報紙やホームページにより継続的に情報発信を行ったことから、実績値の向上につなげることができたと考える。【Ⅱ】	市民アンケート
						取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策:①市民にわかりやすい医療情報の提供 【重点】						①広報紙やホームページ等を活用し、医療機関情報の発信を行った。 また、新型コロナウイルス感染症に関する相談や受診方法等についてもSNS等を活用し、迅速な情報発信に努めた。 【主要施策P151】 ②近隣市町と連携して、第2次救急医療を行う医療機関や小児救急医療の確保に努めた。 また、新型コロナウイルス感染症に対して、医師会が中心となり休日急病診療所における医療提供体制を整えた。 さらに、光熱費等の物価高騰の影響を受けた医療機関に対し支援金を交付し、市民に安定的な医療を継続して提供できるよう取り組んだ。 歯科診療では、年末年始の当番医制による休日歯科診療の運営費を補助し、体制の充実を図った。		①今後も的確でわかりやすい情報提供を行い、かかりつけ医の必要性や適性な医療機関での受診の啓発を行っていく。 ②岩倉市医師会及び近隣市町との連携により救急医療体制の充実等に努めている。	
内容	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適性な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。								
個別施策:②休日・夜間救急医療体制の維持・充実									
内容	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。								
個別施策:③災害時に備えた保健予防の充実									
内容	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に行えるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化を図ります。								
主要事業	◆休日急病診療所事業		庁内評価	(2)	C				
	◆休日歯科診療事業			上段:取組内容 下段:成果指標		(Ⅲ)			

					た。 【主要施策 P134、154】 ③江南保健所と情報交換を行うとともに、「災害時地域情報まるわかりシート」を更新し、連携強化を図った。 また、災害時に備え業務継続計画（BCP）訓練を実施し、医療及び救護体制を確認したほか、県の行う研修、災害時保健師初動体制構築訓練に参加し、災害時における職員の連携強化、情報収集に努めた。 【主要施策なし】	③江南保健所と連携し、支援に向けての取組を進めていく。 【５年度の重点施策】①
市民評価		市民評価 判断理由・コメント				

単位施策：(2)感染症対策の推進										
単位施策の成果指標			現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
			R1	R2	R3	R4	R7	R12		
予防接種の接種率 (麻しん・風しん混合予防接種(第 2 期))			96.3%	94.1%	92.3%	93.5%	97.0%	98.0%	コロナ禍により接種控えがあったことが考えられ、令和 3 年度より接種率は上昇したものの、現状値には至らなかった。【Ⅲ】	年長児に相当する子の接種率
							取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策：①感染症予防の充実							①感染症や食中毒の予防と蔓延防止のため、広報紙やホームページ、SNS 等を活用しながら周知・啓発を行った。 また、予防接種の予診票綴と説明案内を対象者に個別通知し、正しい知識の普及にも努め接種率向上を図ることができた。 【主要施策 P149、150】 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止及び重症化予防のため、市内医療機関での個別接種により、ワクチン接種を実施した。 また、新型コロナウイルス感染症に関する相談や受診方法等の情報についても情報発信に努めた。 【主要施策 P151】		①感染症等が発生した場合でも迅速に情報提供や対応ができるよう情報収集に努めていく。 ②国や県が示す方針を注視し、接種体制整備及び情報発信に努めていく。 【5 年度の重点施策】②	
内容	感染症に対して、市民の安全確保や、エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。また、予防接種の有効性や安全性など正しい知識を普及し、予防接種の接種率を向上させることにより感染症の予防に努めます。									
個別施策：②新型インフルエンザ等対策の充実【重点】										
内容	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。また、新しい生活様式の確立など新型コロナウイルス感染症対策を推進します。									
主要事業		◆予防接種事業 ◆新型インフルエンザ等対策事業		庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2) (Ⅲ)	C				
市民評価				市民評価 判断理由・コメント						

第5次岩倉市総合計画基本施策評価シート(令和4年度実施施策)



第1章 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本施策4 地域福祉	主担当課	福祉課	責任者	石川 文子
-------------------------	------------	------	-----	-----	-------

施策がめざす将来の姿	●人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が実現しています。 ●地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が構築されています。
------------	---

<現状と目標値>

基本成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	81.0% (H30)	-	-	-	85.0%	90.0%	調査未実施であるが、コロナ禍においてもできる限りの地域福祉推進活動を行っているため、数値の大きな変動はないと推測している。	市民意向調査
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	51.8% (R2)	-	-	51.9%	55.0%	60.0%	コロナ禍により、人との会話や接触の機会が減ったこともあり、実績は微増であった。	市民アンケート

単位施策:(1)計画的な地域福祉の充実・支援

単位施策の成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	954人	424人	634人	962人	980人	1,000人	市内全ての小中学校において福祉実践教室を開催し、目標値に近づけることができた。【Ⅱ】	社会福祉協議会主催(年間)
ボランティア養成講座受講者数	10人	4人	26人	33人	65人	80人	コロナ禍だが、できる限りの講座を開催し、受講者数を増やすことができた。【Ⅱ】	社会福祉協議会主催(年間)

		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
個別施策:①地域福祉推進体制の強化 【重点】		①いわくら福祉市民会議（全体会）を実施し、第2期地域福祉計画における住民活動の振り返りを行い、参加した市民から意見を聴取し、第3期地域福祉計画の策定に活用することができた。 また、庁内連携会議で包括的支援体制の整備に向けて検討を行った。断らない相談準備検討会議では定期的に情報交換、ケース検討会を開催した。 【主要施策 P63】 ②第3期地域福祉計画を策定し、市民や事業者に向けて地域福祉推進フォーラムを開催した。フォ	①第3期地域福祉計画を推進し、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、地域つながりづくり会議や包括的支援体制整備について取り組んでいく。 ②第3期地域福祉計画から地域つながりづくり会議として地域づくり活動を実施
内容	住民が中心となって小学校区単位で取り組む住民活動計画について、地域の中で考え、解決に向けた取組ができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。また、8050問題やひきこもり等、複雑化・複合化している地域福祉課題に対応するため、包括的な相談体制を構築します。		
個別施策:②地域福祉意識の醸成			
内容	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。		
個別施策:③福祉教育の充実			

内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。					ーラムでは、第3期地域福祉計画の概要を説明し、地域福祉計画推進委員会委員長により「地域共生社会における住民支え合いのまちづくり」をテーマに講演を行い、地域福祉意識の醸成を図った。 【主要施策 P63】 ③福祉実践教室や手話講習会（参加者 18 名）を開催し、高齢者や障がい者などに対する理解促進を図ることができた。 また、人権講演会（参加者 25 名）を実施し、人権啓発を図ることができた。 【主要施策 P62、63】 ④社会福祉協議会と連携し、音訳ボランティア養成講座（2 名参加）及び災害ボランティア講座（31 名参加）を開催し、人材の育成を図った。 また、ボランティア団体（31 団体）にふれあいセンターの部屋を貸し出し、ボランティア活動支援を行うことができた。 【主要施策 P62、86】 ⑤28-（2）-②を参照	この会議を通じて、地域課題の抽出や解決について取り組み、併せて行政区や地域活動団体との連携や情報共有を図り、地域住民の福祉意識の醸成に取り組んでいく。 ③引き続き、福祉実践教室、手話講習会、人権講演会等を実施していく。 ④現在実施するボランティア養成講座以外の講座実施の検討やボランティア登録団体の会員の減少が課題である。 社会福祉協議会と連携して支援等に努めていく。 ⑤28-（2）-②を参照 【5年度の重点施策】①
個別施策：④地域福祉の担い手の育成							
内容	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組めます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会、市民活動支援センターと一体となって支援します。						
個別施策：⑤地域コミュニティ活動の支援【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】							
内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。						
主要事業		◆地域福祉計画推進事業 ◆福祉講座、福祉実践教室 ◆ボランティア養成講座	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2) (Ⅱ)	B		
市民評価		市民評価 判断理由・コメント					

【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】					②5-（2）-③を参照 ③災害発生時に自ら避難することが困難な人の情報を集め、避難行動要支援者名簿を作成した（半年更新）。 また、災害のない平常時から災害に備えるために、個人情報の提供に同意した人の個別避難支援計画を自主防災会、民生委員等の協力を得て作成し、防災意識の高揚に努めた。 【主要施策 P62、63】 ④愛知医科大学病院の臨床心理士を講師として招き、共感的相談支援を内容としたゲートキーパー研修を2回実施し、人材の育成を図ることができた。 【主要施策 P81】	②5-（2）-③を参照 ③個別避難支援計画の策定に係る個人情報提供同意者や個別避難支援計画の作成済者が増えていない。 先進自治体の取り組みを参考にして、福祉事業者に作成の協力を依頼することや市担当窓口にて作成支援をする取組を検討し、個別避難支援計画の作成者を増やす取り組みを行っていく。 ④引き続きゲートキーパー研修を行い、悩みを抱える人を専門的支援へとつなげられる人材の育成を図っていく。 【5年度の重点施策】③
内容		高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの搜索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。				
個別施策：③災害時要配慮者の支援体制づくり						
内容		災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするため個別避難支援計画の作成を促進します。				
個別施策：④生きることへの支援						
内容		自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援に関連する団体との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの構築と強化を行います。また、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成します。				
主要事業		◆避難行動要支援者名簿 ◆自殺対策計画推進事業	庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2) (Ⅱ)	B	
市民評価		市民評価 判断理由・コメント				

		取組内容及び成果	課題及び今後の方向性
個別施策:①介護予防と日常生活の自立支援		①令和4年7月に介護予防訪問介護相当サービス事業所を1箇所新規指定するなど、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスを提供することができた。また、新たな高齢者交流サロンの立ち上げに際し、市が支援することで、地域において交流する場が増える等、地域の互助機能の強化が図られた。 【主要施策P299、300】 ②多世代交流センターさくらの家及び南部老人	①引き続き、地域住民や介護以外の事業所などが、主体的に介護予防等に取り組めるよう生活支援コーディネーターとも連携を図りながら環境整備を進めていく。 ②さくらの家及び南部老人憩の家の適切
個別施策:②多様な社会活動等への参加支援 【重点】			
内容	介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。 高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援、介護施設等		

		へのボランティア活動への支援に努めます。			
主要事業	◆介護予防・日常生活支援サービス事業 ◆シルバーリハビリ体操推進事業 ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業 ◆シルバー人材センター補助事業 ◆高齢者交流サロン活動費補助事業	庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	(2)	B	憩の家では、高齢者の活動拠点として各種講座の開催や高齢者による活動等の活動支援を行った。 シルバーリハビリ体操の普及・推進に向け、指導士の育成や体操の普及に向けた取組が順調に進められた。 また、シルバー人材センター及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付し、それらの活動を支援した。 高齢者交流サロンでは、活動を支援するために補助金を交付するとともに、コロナ禍において安全にサロン活動が出来るよう、エンディングノートの紹介やシルバーリハビリ体操の指導をオンラインを活用して実施した。サロンの情報交換を目的に生活支援コーディネーターと連携して交流会の開催等を実施した。 いきいき介護サポーター事業では、コロナ禍により介護施設等においてサポーターの受け入れができず、サポーターの活動ができなかったが、介護施設以外の福祉施設や公共施設での介護予防教室の開催などサポーター活動の高齢者支援の可能性について検討した。 【主要施策 P 67、74、91、300】
			(Ⅱ)		
市民評価	市民評価 判断理由・コメント				

内容	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズを把握することで、必要な支援等の充実に努めます。				
個別施策:③見守りネットワークと支え合いの体制づくり					
内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。				
主要事業	◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業	庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	(2)	B	た。 愛知県のアドバイザー派遣事業を活用し、自立支援型の地域ケア会議の運営方法を学び、会議の試行を行う等、自立支援型地域ケア会議の適正な運営に努めた。 【主要施策 P300】 ②ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービスでは、令和3年10月に事業者及び給食を利用者が選択できるようにするなどの見直しを行ったことにより令和4年度も利用者の増加がみられたほか、食の好みによる苦情等が無くなった。 高齢者交通系 I C カード配布事業として、75 歳以上の高齢者 6,200 人に交通系 I C カード「manaca」を配布し、高齢者に対するキャッシュレス化の促進とコロナ禍における移動支援及び生活支援に寄与した。 後期高齢者福祉医療費支給事業では、広報紙やホームページで周知を図るとともに、市民窓口課と長寿介護課の連携により、対象者を把握し、後期高齢者福祉医療被保険者の負担軽減に努めた。 【主要施策 P24、75、300】 ③認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業では、行方不明となる恐れのある高齢者に対して積極的に加入を進め、効率的に行方不明高齢者の検索活動を行うことができた。 高齢者等地域見守り協力に関する協定を締結した事業者と連携して見守りを行った。 民生委員・児童委員や見守り協力事業者、地域の見守りボランティアに対し、高齢者の行方不明時の検索協力をしていただくため、ほっと情報メールの登録促進に努めた。また、民生委員・児童委員や地元区の方などと認知症の高齢者が行方不明となった場合を想定した声かけ訓練を実施した。 【主要施策 P69、70】
			(Ⅱ)		
市民評価	市民評価 判断理由・コメント				
②必要な人への各種福祉サービスの利用促進を図るとともに、生活支援コーディネーターと連携し、更なるニーズの把握に努めていく。 各種高齢者サービスの周知を図り、高齢者のサービス利用の負担軽減に努めている。 ③見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者との連携や情報交換に努める。 また、行方不明高齢者発生時の検索協力者の確保のため、ほっと情報メールの登録促進に努めていく。 【5年度の重点施策】①					

単位施策:(3)介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり					
	現状値	実績値	目標値		

					認知症施策の推進を図った。 【主要施策 P 69、70、301】 ③関係機関等と連携し、必要に応じて成年後見制度の利用申立の支援や、申立者がいない場合においては市長申立を行うことで高齢者の権利擁護に努めた。また、成年後見制度の利用支援を図るため、次年度に向け後見人等報酬助成の要件拡大の検討を行った。 高齢者虐待に関しては、通報後速やかに多職種・関係機関が連携し、養護者の負担軽減、見守りの強化、または緊急一時保護を行うなど早期対応を図った。 【主要施策 P 71】	③令和 4 年 3 月に策定した成年後見制度利用促進計画に基づき、尾張北部権利擁護支援センターと連携しながら高齢者の権利擁護・虐待防止に努めていく。 【5 年度の重点施策】①
市民評価		市民評価 判断理由・コメント				

第5次岩倉市総合計画基本施策評価シート(令和4年度実施施策)



第1章 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本施策6 障がい者(児)福祉	主担当課	福祉課	責任者	石川 文子
-------------------------	-----------------	------	-----	-----	-------

施策がめざす将来の姿	●障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。 ●障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。
------------	---

<現状と目標値>

基本成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
生活・自立支援など障がい者(児)福祉に満足している市民の割合	79.3% (H30)	-	-	-	85.0%	90.0%	調査未実施であるが、障がい福祉サービスの提供や支援の状況から、数値の大きな変動はないと推測している。障がい者(児)の相談支援体制を整備し、市民満足度の向上を図る。	市民意向調査

単位施策：(1)障がい者への地域生活支援と社会参加促進									
単位施策の成果指標		現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
		R1	R2	R3	R4	R7	R12		
グループホームで生活している障がい者の人数		35 人	41 人	48 人	58人	45 人	55 人	施設数が充実してきており、利用しやすい環境整備が進んでいることから増加している。【Ⅰ】	市内・市外全域利用者
障がい者のスポーツ・文化行事への参加者数		481 人	0人	16人	69 人	600 人	700 人	コロナ禍のため中止となったスポーツ・文化行事があったが、規模を縮小するなど、できる限り行事等を開催した。【Ⅲ】	社会福祉協議会主催
						取組内容及び成果			
個別施策：①相談支援体制の充実						①令和 5 年度に基幹相談支援センターを設置するため、市庁舎の一部を改修した。また、基幹相談支援センター業務を市内社会福祉法人へ委託し、運営開始を順調に行えるよう準備をした。【主要施策 P 79】 ②地域自立支援協議会において地域課題の解決などについて協議を行った。また、協議会の部会活動として、療育支援講演会を開催し、支援意識の醸成に寄与した。 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内障がい福祉サービス事業所等 26 事業所に対し、医療機関等物価高騰対策支		①基幹相談支援センターへケースの引継ぎを適切に行い、相談者へ切れ目のない支援を実施する。障がい児相談支援体制の強化を図るため、児童発達支援センターへ相談支援業務を委託する準備を進めていく。 ②地域自立支援協議会を通じ、地域の障がい福祉サービス事業所との連携強化や地域ニーズを把握し、課題解決に努めていく。	
内容		身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。							
個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携									
内容		障がい者が高齢化・重度化しても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支援を充実します。							
個別施策：③医療費の支援									
内容		障がい者が、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。							

個別施策：④就労の支援				援金を交付した。 【主要施策 P 62、79、80】 ③障害者医療費支給事業は、広報紙やホームページで周知を図るとともに、市民窓口課と福祉課の連携により、対象者を把握し、障がいのある人の負担軽減に努めた。 【主要施策 P 83】 ④尾張北部障害者就業・生活支援センター等と連携した相談支援により、一般就労を希望する障がい者への就労移行支援や就労定着支援の障がい福祉サービスの支給を行い、一般の事業所で働くことが困難な人には、就労継続支援（A 型・B 型）、生活介護等の障がい福祉サービスの支給を行った。 【主要施策 P 77、78】 ⑤市が事業支援を行い、社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや夢コンサートを共催し、障がい者のスポーツ、文化行事への参加支援を行った。おもちゃ図書館については、コロナ禍のため開催されなかった。 市庁舎市民ギャラリーにて、発達障害啓発週間に合わせた障がい者作成の作品の展示、市内社会福祉法人と協力して障がい者が作成した作品を展示し、文化活動の発表の場を提供した。 【主要施策 P 62】
内容	ハローワーク、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障がい者雇用に対する理解促進に努めます。			
個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進				
内容	障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。また、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がい者の文化活動の発表の場の提供に努めます。			
主要事業	◆相談支援事業 ◆基幹相談支援センター設置事業 ◆就労支援事業 ◆地域生活支援事業 ◆障害者医療費支給事業	市内評価 上段：取組内容 下段：成果指標	(2)	B
			(Ⅱ)	
市民評価	市民評価 判断理由・コメント			③引き続き事業の周知を図るとともに、市民窓口課と福祉課の連携により、対象者を把握し、障がいのある人の負担軽減に努めていく。 ④尾張北部障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の就労支援を行っていく。 ⑤社会福祉協議会、愛知県等と連携をし、障がい者のスポーツ・文化活動等への参加支援を行っていく。 【5年度の重点施策】①

内容	障がい者が地域で安心して暮らしていきけるよう、地域の行事に障がい者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障がい者への理解を促進します。また、地域自立支援協議会を中心として障がい者理解促進のための研修会を行います。				ティア団体と協力し、市内のコンビニエンスストア等にコミュニケーションボートの設置の働きかけを行い、障がい者理解の促進を図った。 【主要施策 P 79, 80】 ③尾張北部権利擁護支援センターや関係機関との連携を図り、障がい者の権利擁護の支援の充実に努めた。 また、センター設置市町で講演会や研修会を開催し、成年後見制度等の周知・啓発を行った。 【主要施策 P 79、80】 ④3市2町で協力し、手話奉仕員養成講座を実施した。 また、社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座に、講師として市職員を派遣することにより、ボランティアの育成を図ることができた。 【主要施策 P 62、79、80】
個別施策:③障がい者の権利擁護・虐待防止 【重点】					
内容	障がい者の権利や財産を守るため、尾張北部権利擁護支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障がい者への虐待を防止するため、家族への支援の充実に努めるとともに、障がい者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。				
個別施策:④ボランティア活動の充実					
内容	障がい者の日常生活や社会参加、災害時の支援が身近に行われるよう、手話奉仕員養成講座を行います。また、社会福祉協議会と連携し、要約筆記・点字・音訳の講座などを通じて、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組みます。さらに、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。				
主要事業		◆成年後見制度利用促進事業 ◆日常生活自立支援事業 ◆意思疎通支援事業	庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	(2) (Ⅲ) C	③尾張北部権利擁護支援センターと連携して、成年後見制度の周知や利用の促進を図る。 また、「成年後見制度利用促進計画」の基本施策である後見人候補者の確保、育成を図るため「市民後見人養成事業」を実施する。 ④障がい者の情報保障のため、要約筆記ボランティアや手話奉仕員等の養成が課題である。 引き続き3市2町で協力し、手話奉仕員養成講座を実施する。 また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座の開催やボランティア団体支援を行っていく。 【5年度の重点施策】③
市民評価		市民評価 判断理由・コメント			

内容	障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化し、出生から就園・就学へ切れ目のない支援体制の構築を図ります。 就学前児童への発達支援を行うため、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる児童発達支援センターを整備します。					機会の周知を図ることができた。 【主要施策 P84、144、145】 ②保健センターの作業療法士が中心となり、保育園、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブへ巡回し、各担当者と支援内容を検討することで児童の支援が途切れないよう連携を図ることができた。 また、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができるように、地域自立支援協議会において、児童発達支援センターの整備について民間事業者へ働きかけを行った。 【主要施策 P79、80、84、144、145】 ③医療的ケア児の保育実施を開始した。保護者との面談を重ねるとともに、看護師や医療機関、関係部署と情報交換や連携できる体制づくりを進めた。 医療的ケア児等コーディネーター養成のため、研修会への参加を関係機関へ促し、新規の医療的ケア児等コーディネーター1名を養成することができ、支援体制を強化することができた。 【主要施策 P79、80、100】	②引き続き関係する施設の職員に対し、情報提供等を行い、障がいへの理解を深めるとともに、関係機関、事業所との連携を深め、切れ目のない支援体制を構築していく。 児童発達支援センターについては、民間事業所の協力により令和5年度からセンターが開設されるため、療育相談機能の強化や関係機関との連携を図っていく。
個別施策:③医療的ケア児の支援							
内容	医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関が連携し、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援の強化に努めます。						
主要事業	◆乳幼児健康診査、こども発達相談、健康診査事後教室 ◆あゆみの家児童発達支援事業 ◆児童発達支援センター整備事業	市内評価 上段:取組内容 下段:成果指標	(2)	B	【主要施策 P79、80、84、144、145】 ③医療的ケア児の保育実施を開始した。保護者との面談を重ねるとともに、看護師や医療機関、関係部署と情報交換や連携できる体制づくりを進めた。 医療的ケア児等コーディネーター養成のため、研修会への参加を関係機関へ促し、新規の医療的ケア児等コーディネーター1名を養成することができ、支援体制を強化することができた。 【主要施策 P79、80、100】		
			(Ⅱ)				
市民評価	市民評価 判断理由・コメント						

第 5 次岩倉市総合計画基本施策評価シート(令和4年度実施施策)



第 1 章 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	基本施策 7 生活困窮者支援	主担当課	福祉課	責任者	石川 文子
---------------------------	----------------	------	-----	-----	-------

施策がめざす将来の姿	●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、誰もが健康で文化的な生活を送っています。
------------	--

<現状と目標値>

基本成果指標	現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
	R1	R2	R3	R4	R7	R12		
生活保護からの自立世帯数	5世帯	8世帯	6世帯	8世帯	12世帯	17世帯	就労による収入増だけでなく、年金受給など他法他施策の優先的な活用による収入増につながり自立に至るケースもあるため、増加している。	就労等収入増加による自立世帯数

単位施策:(1)自立支援の充実										
単位施策の成果指標			現状値	実績値			目標値		実績値に対する分析	指標数値根拠
			R1	R2	R3	R4	R7	R12		
就労支援プログラム参加者数			18 人	20人	22人	19 人	25 人	30 人	被保護者の参加者数は、高齢化により稼働年齢層の占める割合が減少傾向にあること、令和4年度から実施した就労準備支援事業へ移行するなどして、ほぼ横ばいとなっている。生活自立支援相談室による就労支援者数も住居確保給付金事業の申請者も減少傾向となっていることから、就労支援者数は横ばいとなっている。【Ⅱ】	ハローワークとの連携した支援者数
							取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策:①相談体制の充実 重点							①生活自立支援相談室を中心に自立相談支援事業や住居確保給付金事業、食料支援事業などを活用し、生活困窮者の生活全般に関わる支援を実施した。 また、各種研修の受講を積極的に促し相談員の資質向上に努めた。 【主要施策 P130、131】 ②ハローワークの出張相談を月2回、延べ67 人に実施し、生活困窮者や被保護者の就職活動支援を行った。 また、就職活動支援等を通じて就労が困難なケースについては、令和4年度から就労準備支援事業を実施し3名の参加があった。 【主要施策 P130、131】		①本人や家族からの相談だけでなく、関係機関からの相談から食料支援など各種支援につながるケースもできた。本人が支援を求めないケースの相談にどのように介入していくかが課題であり、対応方法を検討していく。 ②就労に必要な知識・技術が不足しているだけではなく、複合的な課題があり就労が困難な方などを対象に令和4年度から就労準備支援事業を計画的かつ一体的に実施しているが、対象者の特性上すぐに効果が表れにくく、それぞれの特性に応じた支援方法で対応していく。 【5年度の重点施策】①	
内容	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう生活自立支援相談室等の相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じて適切な援助ができるよう相談支援員の資質向上を図ります。									
個別施策:②自立した生活に向けた支援										
内容	生活困窮者や被保護者が自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人の状況把握に努めます。また、ハローワークと連携をとり、引き続き、就労支援員を中心とした就労支援に取り組めます。									
主要事業		◆生活困窮者自立相談支援事業 ◆住居確保給付金事業 ◆食料支援事業 ◆子どもへの学習支援事業		庁内評価 上段:取組内容 下段:成果指標		(2) (Ⅱ)	B			

市民評価		市民評価 判断理由・コメント	
------	--	-------------------	--

単位施策：(2)適切な保護の実施				取組内容及び成果		課題及び今後の方向性	
個別施策：①要保護世帯の的確な把握				①コロナ禍における生活支援策として、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金事業の再申請の期間延長など各種事業を通じて、福祉事務所、社会福祉協議会、生活自立支援相談室が定期的に情報共有を行い、要保護世帯の状況把握に努め、適切に生活保護につなげることができた。 【主要施策 P 130、131】 ②保護の申請には、複数職員での聞き取りにより客観的な状況把握に努め、迅速に保護を実施した。 また、医療機関や関係機関からの情報提供に対しても、それらの機関を訪問し面談するなど必要に応じてアウトリーチを行い、保護を実施した。 【主要施策 P 133】		①支援を必要とする人を把握するため、必要に応じて、支援調整会議へ関係機関に参加してもらうなどし、必要な支援にスムーズにつなげられるようにしていく。 ②的確、迅速な保護の実施には職員の資質向上を図ることが重要であり、ケース検討会議や周辺自治体との情報交換などを定期で行う。 【5年度の重点施策】①	
要保護世帯への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。							
個別施策：②的確・迅速な生活保護の実施							
生活保護の申請者には、複数の職員で面談をして問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護の開始に努めます。また、生活保護期間内においても必要な調査により保護要件の確認を行います。							
主要事業				庁内評価 上段：取組内容 下段：成果指標		(2)	B
				-			
市民評価				市民評価 判断理由・コメント			